漢初、劉邦集団の展開と構造

福永善隆

はじめに

団である。 き、前漢王朝創建に功績を挙げた創業の功臣たちによって構成される集き、前漢王朝創建に功績を挙げた創業の功臣たちによって構成される集劉邦集団とは高祖劉邦につき従い、反秦戦争・楚漢戦争などを戦い抜

り多くの研究が蓄積されてきた(-)。 的結合の様相などについて、西嶋定生・増淵龍夫・守屋美都雄諸氏によ的結合の様相などについて、西嶋定生・増淵龍夫・守屋美都雄諸氏によ

していったとする (4)。 このように氏は皇帝と劉邦集団を基盤として形力を掣肘するほどの権力を有していたものの、文帝期を境に次第に没落中、それぞれ『史記』功臣表・『漢書』功臣表と称す)を詳細に分析し、(以下、それぞれ『史記』功臣表・『漢書』功臣表と称す)を詳細に分析し、(以下、それぞれ『史記』功臣表・『漢書』功臣表と称す)を詳細に分析し、(以下、それぞれ『史記』功臣表・『漢書』功臣表と称す)を詳細に分析し、(到邦集団の横成・展開などについて守事がに基づき「政治権力、土地財産、大会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王社会的地位などの社会総財産に対した。

開を動態的に描き出している。 成された「軍功受益階層」との関係を通して、前漢前半期の政治史の展

一方、楯身智志氏は前漢前半期における「爵制的秩序」の変遷を追究ったとし(s)、彼らがその特権的地位を失うなかで、その「爵制的秩序」たとし(s)、彼らがその特権的な地位にあることを明示するためであったとし(s)、彼らがその特権的な地位にあることを明示するためであったとし(s)、彼らがその特権的な地位にあることを明示するためであったとし(s)、彼らがその特権的地位を失うなかで、その「爵制的秩序」の変遷を追究の構造も変容していったとする(e)。

じるべき問題が残されていないわけではない。在の前漢政治史研究に大きな影響を与えてきているが、そこには未だ論史を論じるなかで必ず多少なりとも触れられ(ご、特に李氏の研究は現このように劉邦集団の問題は高祖劉邦期のみならず前漢前半期の政治

じられてはいない。の関係にどのような影響を与えていたのかという点については十分に論うな皇帝によって与えられた枠組みをどのように認識し、それが成員間つ詳細に論じられてきている。それに対して、劉邦集団の成員がそのよ

(三)、 の功績も等し並みに評価されたとし、創業の功臣たちの政治的影響力の功績も等し並みに評価されたとし、創業の功臣たちの政治的影響力を支えていたのは「劉邦に従軍した経歴」そのものであったと指摘するを支えていたのは「劉邦に従軍した経歴」そのものであったと指摘するが、劉邦集団の中核に位置する淮北出身者が任侠的な気風に基づき、人が、劉邦集団の中核に位置する淮北出身者が任侠的な気風に基づき、人格的結合を重視し、彼らの「構成する秩序が独立した性格をもつものと格的結合を重視し、彼らの「構成する秩序が独立した性格をもつものと格的結合を重視し、彼らの「構成する秩序が独立した性格をもつものとが、劉邦集団の成員がその褒賞を受けた者をどのように認識したのかという点邦集団の成員がその褒賞を受けた者をどのように認識したのかという点が、軍功受益階層の形成について、楚漢戦争での軍功を重視するといった。

の問題は、彼らが誰をともに「天下を共にする」体制を支える担い手とちらに、李氏は天下は「劉邦と劉邦集団のメンバーたちが共同でつくさらに、李氏は天下は「劉邦と劉邦集団のメンバーたちが共同でつくて維持・運営される体制(「天下を共にする」 理念が、前漢前半期の皇帝権力の浸透を阻害する要因とて維持・運営される体制(「天下を共にする」体制)が前漢前半期を通びて存続していたことを考えると(1)、上述した劉邦集団の成員の認識を「軍功受益階層」が有していたとし(2)、その「天下を共にする」体制)が前漢前半期を通じて存続していたことを考えると(1)、上述した劉邦集団の成員の認識という天下の権益に対する共同所の問題は、彼らが誰をともに「天下を共にする」体制を支える担い手とで存続していたことを考えると(1)、上述した劉邦集団のメンバーたちが共同でつくさらに、李氏は天下は「劉邦と劉邦集団のメンバーたちが共同でつくさらに、李氏は天下は「劉邦と劉邦集団のメンバーたちが共同でつく

して認めたのかという問題と関連する問題となる。

劉邦集団の成員の認識について追究する必要もあるであろう。 でいたと指摘する増淵龍夫氏の見解を敷衍して(ご)、劉邦集団の成員がさまざまな差異を包含しつつ、連帯していくのを可能にした紐帯として、「劉邦個人に対するパーソナルな信義の関係」が再確認・再生産されていく過程を論じたことがある(ご)。劉邦集団が前漢前半期を通じて連帯いく過程を論じたことがある(ご)。劉邦集団が前漢前半期を通じて連帯いく過程を論じたことがある(ご)。劉邦集団が前漢前半期を通じて連帯によって結また、筆者はかつて前漢前半期の朝廷において任侠的紐帯によって結

する。

本稿は以上のような問題を考えるうえでの基礎として、劉邦集団の内部構造にどのような影響を与えていたのか、また、その認識が劉具がどのような人物を同士として認めていたのか、また、その認識が劉本稿は以上のような問題を考えるうえでの基礎として、劉邦集団の成

劉邦集団と侯第

『史記』・『漢書』の両功臣表である。 究において、その成員に関する基礎的な情報として用いられているのは「はじめに」で述べたように、李開元氏をはじめとする劉邦集団の研

功臣表による。『漢書』功臣表では「位次」と称す)が記されている者されるにいたった功績・経緯(侯功)などとともに、「侯第」(『史記』料として扱われているが、そこには彼らが列侯に封建された年月、封建直接抜粋したもの」と述べているように(『、両功臣表は貴重な一次史を氏が「漢政府に保存された分封策書および侯籍から司馬遷と班固が

も多い。この侯第とは、『漢書』功臣表の序文に、

宗廟に臧せしむ。副は有司に在り。

位次をやや異なる視点から扱ってみたい。

氏は『史記』巻五三 蕭相國世家に、高祖劉邦が列侯の位次を決定した員の一人である陳平が関わっている点である。この点について、邉見統そこで、注目したいのが高祖功臣位次の制定に、劉邦集団の主要な成

ときのこととして、

び履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 で履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。 が履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。

命してきたときのことととして、 の意向に配慮する姿勢を見せていることを挙げ、功績の多寡により序列の意向に配慮する姿勢を見せていることを挙げ、功績の多寡により序列の、功臣たちが自ら決定することが重視されたと指摘されている (2)。 そもそも高祖劉邦は同書巻五六 陳丞相世家に、陳平が楚から漢に亡 そもそも高祖劉邦は同書巻五六 陳丞相世家に、陳平が楚から漢に亡 の、功臣たちが自ら決定することが重視されたと指摘されている (2)。 そもそも高祖劉邦は同書巻五六 陳丞相世家に、陳平が楚から漢に亡 の、功臣たちが自ら決定することが重視されたと指摘されている (2)。

に見えんことを求むるに、漢王 召して入らしむ。 是の時萬石君(石)(陳)平 遂に修武に至り漢に降り、魏無知に因りて漢王(高祖劉邦)

福

本語で 大 倶に進み、食を賜ふ。……是において、漢王 與に語りて之を説 が。問ひて曰はく、子の楚に居るに何の官ぞ、と。曰はく、都尉た り。是の日乃ち平を拜して都尉と為し、參乘と為して、軍を典護せ しむ。諸將 盡く謹じく曰はく、大王 一日楚の亡卒を得て、未だ其 しむ。諸將 盡く謹じく曰はく、大王 一日楚の亡卒を得て、未だ其 と。 と。 曰はく、都尉た

決定するときのこととして、あった。さらに、前掲の蕭相國世家の前文に、位次の前に食邑の戸数をあった。さらに、前掲の蕭相國世家の前文に、位次の前に食邑の戸数をさせたように、必要とあれば群臣の意志に反する処遇を与えることもと、劉邦集団の成員である諸将の反対を押し切って陳平に「軍を典護」

漢五 嘗て汗馬の勞有らず、徒だ文墨を持して議論するのみにして、戰 き者も兩三人のみ。今蕭何 宗數十人を舉げて皆我に隨ふ。功 忘る 發蹤し指示す。 君徒だ能く走獸を得るのみ。功は狗なり。蕭何のごときに至りては す者は狗なり。 諸君 獵を知るや、と。曰はく、之を知る、と。獵狗を知るや、と。 はざるに、顧反りて臣等の上に居るは、何ぞや、と。高帝 曰はく、 はく、臣等 身ら堅を被り鋭を執り、多き者は百餘戰、 盛んなるを以て、封じて酇侯と為し、食む所の邑 多し。 行ふ。羣臣 功を爭ひ、歲餘にして功 決せず。高祖 蕭何の功の最も 曰はく、之を知る、と。 (前二〇二) 年、既に項羽を殺し、天下を定め、 城を攻め地を略すること、大小各おの差有り。 而して發蹤して獸の處を指示する者は人なり。今諸 功は人なり。 高帝曰はく、夫れ獵に、 且つ諸君 獨り身を以て我に隨ひ、 追ひて獣兔を殺 功を論じ封を 今蕭何 未だ 少き者は敷 功臣 . 皆 曰

べからざるなり、と。 羣臣 皆敢へて言ふこと莫し。

あわせ考えると、邉見氏の見解は賛同するに足るものであろう。る口実もあったが、蕭何の位次決定において、それをしなかったことをとあるように、蕭何を厚遇することに対して、群臣の異論を封じるに足

影響は最小限に留まっていると考えるべきであろう。
を原則が存在した」と述べていることを踏まえると(ご)、呂后の意向のさ原則が存在した」と述べていることを踏まえると(ご)、呂后の意向が一定程度はたらいたことを推測しられた」とも述べ(こ)、呂后の意向が一定程度はたらいたことを推測しただし、邊見氏は呂后政権における陳平の処世法から「陳平が呂后のただし、邊見氏は呂后政権における陳平の処世法から「陳平が呂后の

分析する上で重要な糸口となるであろう。 おのであるとすれば、高祖功臣位次は劉邦集団の成員間の内部構造を するのか、どのような人物を劉邦集団の成員と認識していたか、劉邦集 団の成員たちの認識が強く反映されたものといえる。右の私見が当を得 たものであるとすれば、高祖功臣位次は劉邦集団の成員がどのような功績を重視 が当を得 ががいる。右の私見が当を重視

で序列化されているのか、具体的に分析していくこととする。このような考えに基づき、次節以降、高祖功臣位次がどのような論理

一 功臣表と高祖功臣位次

の功を差ち、下竟まで錄弟し、諸を宗廟に臧せしむ」とあるように、高前掲した『漢書』功臣表の序文に、「復た丞相陳平に詔して盡く列侯

祖功臣位次は列侯を「功」によって序列化したものである。

佐藤達郎氏は先秦期の軍功褒賞制度について、睡虎地秦簡をもとに従 をする^(型)。これらの見解を踏まえると、高祖功臣位次の序列を分析する上では劉邦集団に加入した時期も重要になるであろう。 る上では劉邦集団に加入した時期も重要になるであろう。 る上では劉邦集団に加入した時期も重要になるであろう。

いものでもその従起地・本籍地によりそれが確定できるものもある。入が多かった(トン)。よって、劉邦集団に加入した時期が明記されていなよると、滅秦以前及び関中地域では劉邦集団がある地域に到着したとき、功」の欄に明記されているものについてはそれに従う。さらに、李氏に功」の欄に明記されているものについては『史記』・『漢書』の両功臣表の「侯劉邦集団に加入した時期については『史記』・『漢書』の両功臣表の「侯

二〇七)年にそれぞれ劉邦集団に加入したと確定できる。二〇十)年、昌邑・陳留・高陽・岐・陽武・横陽の者は二世三(前年、胡陵・亢父・留・碭・薛・豊・宛朐・杠里・齧桑の者は二世二(前にすると、両功臣表に見える従起地が、沛の者は秦二世元(前二〇九)の関連記事を詳細に考証されている(20)。そこで、この氏の成果をもとの関連記事を詳細に考証されている(20)。そこで、この氏の成果をもとの関連記事を詳細に考証されている(20)。

する指標の一つとなりうる。
また、功臣表の「侯功」の欄には「覇上に至る」・「秦を破る」、「漢に入る」は漢元年四月の漢中就国、「三秦を定む」は漢二(前二○五)年に関中の制圧をほぼ完了した頃ま元(前二○六)年十月の秦の滅亡、「漢に入る」は漢元年四月の漢中就国、「秦を定む」という記述が見えるが、「覇上に至る」・「秦を破る」、「漢に入る」、また、功臣表の「侯功」の欄には「覇上に至る」・「秦を破る」、「漢に入る」、また、功臣表の「侯功」の欄には「覇上に至る」・「秦を破る」、「漢に入る」、

作成した一覧を利用し (a)、下の表を作成した。 では楯身・邉見統両氏の検討にゆずり (a)、ここでは便宜的に楯身氏のの劉邦集団に加入した時期がほぼ確定できた (素)。それを踏まえて作成の劉邦集団に加入した時期がほぼ確定できた (素)。それを踏まえて作成の人では楯身・邉見統両氏の検討にゆずり (a)、ここでは便宜的に楯身氏の内では楯身・邉見統両氏の検討にゆずり (a)、ここでは便宜的に楯身氏の内では楯身・邉見統両氏の検討にゆずり (a)、ここでは便宜的に楯身氏の内では楯身・邉見統両氏の検討にゆずり (a)、ここでは便宜的に楯身氏の人間が大力が大力が大力に横りた。

より整理した。 表に明記されている。よって、後者が劉邦集団に加入した時期・侯功に耳・奚涓・紀成(紀城)・周苛・酈食其の功により封侯されたと両功臣耳・奚涓・紀成(紀城)・周苛・酈食其の功により封侯されたと両功臣を示す、以下同様)・7疵(底)・5紀通・60周成・66酈疥はそれぞれ張ただし、3張敖(功臣名・始封者の前のアラビア数字は高祖功臣位次

くこととする。

くこととする。

くこととする。

くこととする。

くこととする。

くこととする。

くこととする。

表	同性が	臣列医	一覧表							
位次	功臣名	侯号	始封者	従起地	加入時期	入漢	戻功 定諸侯 撃項羽	反乱 鎮圧	封侯年月	備考
1	蕭何	酇	蕭何	沛	二世元年	0	0	350/11	高祖六年正月	
2	曹参	平陽	曹参	沛	二世元年	0	0		高祖六年十二月	
3	張耳	宣平	張敖	N.	漢二年	-	0		高祖九年四月	父張耳の功による封侯
4	周勃	絳 舞陽	周勃 樊噲	沛	二世元年	0	00	0	高祖六年正月	
5 6	樊噲 酈商	対 曲周	酈商	· 持	二世元年		0		高祖六年正月 高祖六年正月	
7	奚涓	魯	疵 (底)	沛	二世元年	0	ŏ		高祖六年中	「死事」した奚涓に代わり母を封侯
8	夏侯嬰	汝陰	夏侯嬰	沛	二世元年	Ŏ	Ŏ		高祖六年十二月	7273 272000 141 777 0277
9	灌嬰	潁陰	灌嬰	碭	二世二年	0	0		高祖六年正月	
10	傅寬	陽陵	傅寬	横陽	二世三年	0	0		高祖六年十二月	
11	靳歙	信武	靳歙	宛朐	二世二年	0	0	0	高祖六年十二月	
12	王陵	安國	王陵		二世二年	?	0		高祖六年八月	
				(南陽)	(漢元年)					
13	陳武	棘蒲	陳武	薛	二世元年	0	0		高祖六年三月	
14	王吸	清陽 (清河)	王吸	1988 157.	二世二年	0	0		高祖六年十二月	
15	薛歐	廣平	薛歐	11111 57.	二世二年	0	0		高祖六年十二月	
16	周昌	汾陰	周昌	沛	二世元年	ŏ	ŏ		高祖六年正月	従起地は『史記』巻96
17	丁復	陽都	丁復	鄴 (薛)	滅秦以前	0	0		高祖六年正月	『史記』では趙将、『漢書』では越将
18	蠱逢	曲城	蠱逢	碭	二世二年	0	0	0	高祖六年三月	
	(蟲達)	(曲成)	(蟲達))		
19	陳濞	博陽	陳濞	碭	二世二年	0	0		高祖六年十二月	
20	武儒 (武虎)	梁鄒	武儒 (武虎)		滅秦以前	0	0		高祖六年正月	
21	郭蒙	東武	郭蒙	薛	二世二年	0	0	\vdash	高祖六年正月	
		蒯成								
22	周緤	(解成)	周緤	沛	二世元年	0	0		高祖六年八月	
23	朱軫	都昌	朱軫	沛	二世元年		0		高祖六年三月	
24	元頃	厭次	元頃	留	二世元年	0	0		高祖六年中	
	(爰類)		(爰類)	出				L_		
25	董渫	成	董渫		滅秦以前	0	0		高祖六年正月	
26	尹恢	故城 (城父)	尹恢		入漢以前	0	0		高祖六年中	
\vdash		阿陵								
27	郭亭	(河陵)	郭亭	単父	二世元年	0	0		高祖六年七月	
28	召歐	廣	召歐	iiii	二世二年	0	0		高祖六年十二月	
29	陳涓	河陽	陳涓	碭	二世元年	Ŏ	Ŏ		高祖六年三月	
30	孔薬	蓼	孔薬	碭	二世元年	0	0		高祖六年正月	
	(孔聚)		(孔聚)							
31	陳賀	費	陳賀	碭	二世元年	0	0		高祖六年正月	
32	沛嘉 (工師喜)	平	沛嘉 (工師喜)		滅秦以前	0	0		高祖六年六月	
	莊不識		莊不識			_	_			
33	(嚴不職)	武彊	(嚴不職)		滅秦以前	0	0	0	高祖六年三月	
34	周竈	隆慮	周竈	碭	二世二年	0	0		高祖六年正月	
35	戴野	臺	戴野	碭	二世二年	0	0	0	高祖六年八月	
36	日 (唐井中本)	貰	日		滅秦以前	0	0		高祖六年三月	越戸将
37	(傅胡害) 搖母餘	海陽	(傅胡害) 搖母餘		滅秦以前	0	0		高祖六年三月	越隊将
	劉釗		劉釗							
38	(劉到)	東茅	(劉到)	碭	二世二年	0	0	0	高祖六年八月	
39	戎賜	柳丘	戎賜	薛	二世二年	0	0		高祖六年六月	
40	唐厲	斥丘	唐厲	1111	二世二年	Ō	0	0	高祖六年八月	
41	丙倩	高苑	丙倩		入漢以前	0	0		高祖六年七月	
	(丙猜)	(高宛)	(丙猜)	γÐ				<u> </u>		
42	丁禮	樂成 宣曲	丁禮	- 陽 留	二世二年	0	0	\vdash	高祖六年八月 高祖六年七月	
	周定		周定							
44	(周止)	魏其	(周止)	沛	二世元年	0	0		高祖六年六月	
45	單膏	昌武	單甯		入漢以前	0	0		高祖六年七月	
40	(單究)		(單究)		八侠以削	\cup		$oxed{oxed}$	阿性ハギも月	
46	華無害	絳陽	華無害	留	二世二年	0	0	0	高祖六年七月	越将
	(華母害)	(終陵)	(華母害)					ŭ		
47	陳平 張平	曲逆 菌(鹵)	陳平 張平	修武	漢二年 二世元年	- ×	0	0	高祖六年十二月 高祖十二年六月	故楚都尉 「前元年從起單父、不入関」(『史記』功臣表)
48	陳胥	復陽	陳胥	薛	二世二年	ô	8	\vdash	高祖七年十月	· 四元丁尼尼平人、小八园」(『天祀』为臣农)
50	陳遬	猗氏	陳遬	型 型	二世二年	ŏ	ŏ		高祖八年三月	
51	繒賀	祁	繒賀	晋陽	漢三年	Ē	Ō		高祖六年六月	
52	朱濞	鄢陵	朱濞	11111 57.	二世二年	0	0	0	高祖十二年中	
		(陵)								
53 54	周聚 齊受	博陽 平定	周聚 齊受	留留	二世二年	0	0	0	高祖十二年十月 呂后元年四月	
		故市		田						
55	閻澤赤	(敬市)	閻澤赤		入漢以前	0	0		高祖六年四月	
	紀成		67.75		34 # OL 24				吉知 1. 左处土 11	(A)(7) 4 (A)(A) (A)(A) (A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(
56	(紀城)	襄平	紀通		滅秦以前	0	0	L_	高祖八年後九月	父紀成(紀城)の功による封侯
57	雍齒	汁方	雍齒		二世三年		0		高祖六年三月	趙将
01	(壅齒)	(汁防)	(壅齒)		-r+		$\overline{}$		四川ハヤー月	KETY
58	許溫	柏至	許溫	昌邑	二世三年	0	0		高祖七年十月	
	(許盎)		(許盎)				<u> </u>	<u> </u>	高祖六年八月	「供見戶、茅庫法三幾工具、 /『由初』 非民事
59	審食其	辟陽	審食其	沛	二世元年	×	L	Ц	同性ハヤ八月	「侍呂后・孝惠沛二歲十月」(『史記』功臣表)

福永善隆

							侯功			
位次	功臣名	侯号	始封者	従起地	加入時期	入漢	定諸侯 撃項羽	反乱 鎮圧	封侯年月	備考
60	周苛	高京 (高景)	周成		滅秦以前	0	0		高祖九年四月	父周苛の功による封侯
61	諤千秋 (鄂秋)	安平	諤千秋 (鄂秋)		漢三年	-	0		高祖六年八月	
62	張良 宣虎	留 南安	張良 宣虎	下邳 晋陽	二世二年 漢三年	×	0	0	高祖六年正月 高祖六年三月	河南将軍
64	執	平棘	執	亢父	二世二年		0		高祖七年中	
65	(林摯) 張倉	北平	(林摯) 張倉	陽武	二世三年	0	0		高祖六年八月	
66	(張蒼) 脚食其	高梁	(張蒼)	高陽	二世三年	0	0		高祖十二年三月	 父鵬食其の功による封侯、従起地は『史記』巻97
67	張說	安丘	張說	方與	入漢以前	Ŏ	Ö	0	高祖八年七月	And Annual
68 69	蔡寅 華寄	肥如 朝陽	蔡寅 華寄	薛	漢三年 二世二年	- 0	0	0	高祖六年三月 高祖七年三月	魏太僕
70	華可 秦同	彭	秦同	薛	二世二年	ŏ	ŏ	ŏ	高祖八年三月	
71	空中 (室中同)	清	空中 (室中同)		入漢以前	0	0	0	高祖八年三月	
72	留勝 (留肹)	彊	留勝 (留肹)		入漢以前	0	0	0	高祖八年三月	
73	呂臣	寧陵 (甯陵)	呂臣	陳留 (留)	滅秦以前	0	0	0	高祖十一年二月	
74	高邑 (高色)	祝阿	高邑 (高色)	齧桑	二世二年	0	0	0	高祖十一年正月	
75	赤 (革朱)	煮棗	赤 (革朱)	豐 (薛)	二世二年	0	0		高祖十二年六月	越連敖
76	陽成延 (陽城延)	梧	陽成延 (陽城延)	郟	入漢以前	0			呂后元年四月	
77	孫赤魏選	堂陽	孫赤 魏選	沛	二世元年	0	0	0	高祖十一年正月	
78	(魏遬)	常用	(魏遬)	碭	二世二年	0		0	高祖八年四月	
79	七庠 (毛釋之)	張	七庠 (毛釋之)	型	二世二年	0	0		高祖十二年六月	
80	陳倉	紀 (紀信)	陳倉		二世二年	0	0	0	高祖十二年六月	
81 82	杜得臣 陳夫乞	棘陽 高胡	杜得臣 陳夫乞	胡陵 (湖陵) 杠里	二世元年	0	0	0	高祖七年七月 高祖六年中	
83	? (其石)	陽河	? (其石)	化二当	入漢以前	ŏ	ŏ		高祖七年十月	『史記索隠』では卞訢
84	陳署	龍 (龍陽)	陳署	覇上	漢元年	-	0		高祖八年後九月	
85	冷耳 (冷耳)	下相	冷耳 (冷耳)	沛	二世元年	0	0	0	高祖十二年十月	
86	陳嬰 呂清	堂邑 新陽	陳嬰 呂清		漢五年	-	-		高祖六年十二月	楚柱国
87	(呂青)	(陽信)	(呂青)		漢五年	-	-		高祖六年正月	楚左令尹
88 89	劉澤 任敖	營陵 廣阿	劉澤 任敖	沛	漢三年 二世元年	-	0	00	高祖十一年 高祖十一年二月	劉氏一族
90	季必	戚	季必	櫟陽	漢二年	-	0	Ŏ	高祖十二年十二月	
91	温疥 王周	栒	温疥 王周		漢四年	-	0	0	高祖八年十月	燕(臧茶)将軍
92	(王虞人)	高陵	(王虞人)	廢丘	漢元年	-	0	0	高祖十二年十二月	Sa. (441.18) II.
93 94	衞胠 楊武	武原 吳房	衞胠 楊武	下邽	高祖七年 漢元年	-	0	0	高祖八年十二月 高祖八年三月	梁(彭越) 將軍
95	彊瞻 (張瞻師)	繁 (平)	彊瞻 (張瞻師)		漢三年 (漢五年)	-	0		高祖九年十一月	趙(趙歇)騎将
96	靳彊	汾陽	靳彊	陽夏 (櫟陽)	二世二年(二世三年)		0		高祖十一年二月	
97	程黑	磨 (歷)	程黑	盧奴	漢三年	-	0	0	高祖八年七月	趙(張耳)衛将軍
98	趙將夜 (趙將夕)	深澤	趙將夜 (趙將夕)		漢三年	-	0	0	高祖八年十月	趙(趙歇)将
99	許瘛	宋子	許癒		漢三年	-	0		高祖八年十二月	趙(趙歇)右林将
100	馮解敢 (馮解散)	閼氏	馮解敢 (馮解散)		漢三年	-		0	高祖八年六月	代(陳余)太尉
101	呂馬童 王翳	中水	呂馬童 王翳	好時	漢元年 漢三年	-	0		高祖七年正月	
102	(王翥)	杜衍	(王翥)	下邳	(漢二年)	L-	0		高祖七年正月	
103	楊喜	赤泉	楊喜	杜	漢二年	-	0		高祖七年正月	
104	呂勝 (呂騰)	涅陽	呂勝 (呂騰)		漢二年 (漢三年)	_	0		高祖七年中	
105	馮谿 王竟	穀陵 (穀陽) 甘泉	馮谿 王竟	柘	二世二年		0	0	高祖十二年正月	
106 107	土見 (王競) 趙衍	日 衆 (景) 須昌	土見 (王競) 趙衍	高陵 漢中	漢元年	-	0		高祖十二年六月 高祖十一年二月	
107	杜恬	- 須白 長脩	杜恬	決サ	漢元年 漢二年	Ē	Ö		高祖十一年二月	
109	盧卿 (旅卿)		盧卿 (旅卿)	無鹽	漢四年	-	0	0	高祖八年六月	斉(田広)将
110	意 (奚意)	成陽	意 (奚意)	陽武	漢二年	-	0	0	高祖十二年正月	魏郎(魏豹→彭越)/劉到と位次の重複
110 111	劉到 昭渉掉尾	平都 平州	劉到		漢三年 漢四年	H	000		恵帝五年六月 高祖十一年八月	斉(田広)将/意(奚意)と位次の重複 燕(臧荼)相
111	哈莎捍尾	平州	昭涉掉尾		() () ()		-	\cup	向租十一牛八月	

							侯功			
位次	功臣名	侯号	始封者	従起地	加入時期	入漢	定諸侯 撃項羽	反乱 鎮圧	封侯年月	備考
112	許倩 (許猜)	壯 (嚴)	許倩 (許猜)	臨濟	漢三年 (漢二年)	-	0	0	高祖十二年正月	楚将
113	黄極中 (黄極忠)	部	黄極中 (黄極忠)		漢五年?	-		0	高祖十二年十月	臨江将
114	盧罷師 (旅罷師)	共	盧罷師 (旅罷師)	臨淄	漢四年	-	0	0	高祖八年六月	斉 (田広) 将
115	陶舍	開封	陶舍		漢五年			0	高祖十一年十二月	
116	戚鰓	臨轅	戚鰓						高祖十一年二月	
117	公孫耳 (公孫昔)	禾成	公孫耳 (公孫昔)		漢五年	-		0	高祖十一年正月	
118	張相如	東陽	張相如		高祖六年	-		0	高祖十一年十二月	
119	靈常	陽義 (陽羨)	靈常		漢五年	_	0	0	高祖十二年十月	楚令尹
120	利倉 (朱蒼)	軑	利倉 (朱蒼)			-			恵帝二年四月	長沙相
121	劉它	平皋	劉它		高祖六年	-	-		高祖七年十月	項氏一族
122	宣義	土軍	宣義		高祖六年			0	高祖十一年二月	
123	公上不害	汲	公上不害		高祖六年			0	高祖十一年二月	
124	陳錯 (陳錯)	稟	陳錯 (陳鍇)		高祖七年			0	高祖八年十二月	
125	單父聖 (單右車)	中牟	單父聖 (單右車)	沛	二世元年	0		0	高祖十二年十月	
126	彭祖 (秘彭祖)	戴	彭祖 (祕彭祖)	沛	二世元年	×		0	高祖十一年三月	『史記索隠』では秋彭祖
127	劉廣	德	劉廣			-	-		高祖十二年十一月	呉王濞の弟
128	劉郢客	上邳	劉郢客			-	-		呂后二年五月	楚元王の子/『史記』位次欠
129	劉章	朱虚	劉章		NH to-	-	-		呂后二年五月	齊悼惠王子/『史記』位次欠
130	翟盱	衍	翟盱		漢二年	-	0		高祖十一年七月	
131	欒說 (樂說)	慎陽	欒說 (樂說)		高祖十一年	-	-	0	高祖十一年十二月	准陰侯韓信舍人
132	責赫	期思	賁赫		高祖十一年	-	-	0	高祖十二年十二月	淮南王英布中大夫
133	吳淺	便	吳淺			-	-		恵帝元年九月	長沙王呉芮子/『史記』位次欠
134	吳程 (吳郢)	義陵	吳程 (吳郢)			-	-		高祖九年九月	長沙柱國
135	劉襄	桃	劉襄	定陶	漢二年	-		0	高祖十二年三月	項氏一族
136	吳陽	沅陵	吳陽			-	-		呂后元年十一月	長沙王呉臣子
137	須母 (須無)	陸梁 (陸量)	須母 (須無)			-	-		高祖九年三月	「受令長沙王」(『史記』功臣表)

^{1) 『}史記』・『漢書』の両功臣表で「功臣名」・「侯号」・「姶封者」・「従起地」・「加入時期」に関する記載が異なる場合は括弧内に『漢書』の記載を記し、併記した。
2) 「加入時期」について、「侯功」の記載と劉邦集団が従起地に到達した時期が齟齬している場合は、「侯功」の記載に従った。
3) 「加入時期」の表記は二世皇帝の治世は「二世〇年」、漢五年までは「漢〇年」、高祖劉邦の皇帝即位以降は「高祖〇年」と統一した。
4) 「侯功」について、劉邦集団に加入前の場合は「-」、侯功・列伝の記載などにより確実に参加していないとわかる場合は「×」、記載に齟齬があり判断できない場合は「?」を記載し、明記されていない場合は空欄にした。

ころである(ハ)。
治状況が多少なりとも影響したことは先学諸氏により述べられていると治状況が多少なりとも影響したことは先学諸氏により述べられていると第一節でも述べたように、高祖功臣位次には呂后の意向及び当時の政

げて之を升すなり。 張耳及び敖 並びに大功無きが為に、蓋し魯元の故を以て、呂后 曲まず、『漢書』功臣表 宣平武侯張敖の條に附された顔師古注に、

識からすると、彼らはひとまず除外して考えたほうがよいであろう。 これた理由は呂后の娘魯元公主を尚しているために意図的に引き立てたもれた理由は呂后の娘魯元公主を尚しているために意図的に引き立てたもれた理由は呂后の娘魯元公主を尚しているために意図的に引き立てたもだが、白馬之盟」に背いて自身の一族を諸侯王に封じたことに対する反后が「白馬之盟」に背いて自身の一族を諸侯王に封じたことに対する反形をあわせ考えると、上に挙げた者は劉邦集団の成員の認識とは別の次元でその位次が決定されたことになる。よって、第一節で述べた問題意元でその位次が決定されたことになる。よって、第一節で述べた問題意治をあわせ考えると、上に挙げた者は劉邦集団の成員の認識とは別の次元でその位次が決定されたことになる。よって、第一節で述べた問題意とあるように、3張敖が高祖功臣位次において第三位と高く位置づけらとあるように、3張敖が高祖功臣位次において第三位と高く位置づけら

さらに、『史記』功臣表 武原侯衛胠の條に、93衛胠の候功について、中就国に従ったことが判明する成員は五二名中一名のみである。高祖劉邦の漢中就国に従ったと判明するのに対して、86陳嬰以下では漢店征次の高下には一定の相関関係があることが窺われる。すなわち、85 以上の前提に基づき分析すると、劉邦集団の成員の加入時期と高祖功以上の前提に基づき分析すると、劉邦集団の成員の加入時期と高祖功

布を撃つの功もて、侯たり。二千八百戸、功は高陵に比す。漢七(前二○○)年、梁の將軍を以て初めて從ひて韓信・陳豨・黥

も侯第一一八位以下の下位に位置づけられているのである。 123公上不害・124陳鍇・13樂説・132 黄赫)、 れていない者は八名しかみえず(93衛胠・13張相如・12劉它・12宣義・ の皇帝即位以降の者、 功臣位次を与えられた功臣のうち、劉邦集団に加入した時期が高祖劉邦 の評価には一定程度差がつけられているように見える。すなわち、 高祖功臣位次においてもやはり高祖劉邦の皇帝即位を境としてその功績 しようとする意識を窺うことができる」と述べられているように(エルン が区別されていることから「楚漢抗争期より劉邦に仕えていた者を優遇 する皇帝近従官に賜爵した詔において在官期間によってその優遇の程度 するものである。ただし、楯身氏も恵帝が即位する際に郎官をはじめと 祖功臣位次の分析にとってより整合的な見解として筆者も基本的に賛同 よって「軍功受益階層」を類別化する李開元氏の見解に対して(33)、 いる(3)。氏のこの見解は高祖劉邦の皇帝即位までに挙げた功績のみに た者も高祖劉邦に従軍した経験によって等し並みに評価されたと述べて に比されていることから、楯身氏は異姓諸侯王討伐の過程で功績を挙げ と、三秦平定の過程で高祖劉邦に従軍した高陵侯 かつ侯功に異姓諸侯王の討伐以降の功績しか記さ しかも93衛胠を除いていずれ (92王周〔王虞人〕) 高祖

が(ハ)、以上の分析結果が妥当なものとすれば、②と③、③と④の画期同三(前二〇七)年〕、③漢王国期〔漢元(前二〇六)年~同四(前二一二)年~二世元(前二〇九)年〕、②楚国郡県期〔二世皇帝元年~二十二)年~二世元(前二〇九)年〕、②楚国郡県期〔二世皇帝元年~二十二)年~二世元(前二〇九)年〕、②楚国郡県期〔二世皇帝元年~二十二)年~二世元(前二〇三)年)、○群盗集団期〔秦始皇三五(前本氏は劉邦集団の発展に応じて、①群盗集団期〔秦始皇三五(前本氏は劉邦集団の発展に応じて、①群盗集団期〔秦始皇三五(前

づけられていることになる。 臨江国の平定に関わった者―異姓諸侯王の平定に関わった者の順に位置をの功はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びその与国であるが劉邦集団の内部構造に大きく影響を与えていることになる。すなわち、

川守尊等十人は食邑六百戶、淮陽守申徒嘉等十人は五百戶、衞尉定上(文帝)曰はく、列侯 高帝に從ひて蜀・漢中に入る者六十八人上(文帝)曰はく、列侯 高帝に從ひて蜀・漢中に入る者六十八人特に、「入漢」に従った者に対しては、『史記』巻十 孝文本紀 文帝前元(前特に、「入漢」に従った者に対しては、『史記』巻十 孝文本紀 文帝前元(前

関連して論じられている(ヨ)。の画期については李氏をはじめとした先学諸氏により「高帝五年詔」と彼らが特別な位置を占めていたことは明らかである(ハロ)。また、③と④とあるように、文帝期においても優遇措置が講じられていることからも、

等十人は四百戶。

している点に着目される。 高祖劉邦の漢中就国と「高帝五年詔」の発布の際に共通する事態が発生るのであろうか。この問題について考える際、劉邦集団の展開においてでは、このような功の評価はどのような論理により差がつけられてい

邦が漢王として漢中に就国したときのこととして、 まず、『史記』巻八 高祖本紀 漢元(前二〇一)年四月の條に、高祖劉

南のかた蝕中に入る。 卒三萬人をして從はしむ。楚と諸侯の慕ひて從ふ者數萬人、杜より四月、兵 戲下を罷め、諸侯 各おの國に就く。漢王 國に之く。項王

とある。『漢書』巻一上 高帝紀では「楚子・諸侯の人の慕ひて從ふ者數

高祖劉邦を「慕って従」った楚及び各諸侯国出身者を指している(4)とし」と注を付している。すなわち、この「楚子・諸侯の人」は李氏がとし」と注を付している。すなわち、この「楚子・諸侯の人」は李氏が萬ほ楚人を言ふがごときなり。諸侯の人は、猶ほ諸侯國の人のご萬人」となっているが、この「楚子・諸侯の人」について、文穎は「楚

年詔」には、一方、『史記』巻八 高祖本紀 漢五(前二〇二)年の條所載の「高帝五一方、『史記』巻八 高祖本紀 漢五(前二〇二)年の條所載の「高帝五

五月、兵 皆罷めて家に歸る。諸侯の子の關中に在る者、

之を復す

其の歸る者 之を復すること六歳、之を食ましむこ

と一歳。

ること十二歳、

る (43) (3) に考えてくると、「諸侯の子の關中に在る者」は関中に定住することに の楯身氏の「諸侯の子」に関する見解には従うべきであろう。このよう 廷に対して「外」と規定され、区別されていたことを考えると(4) 兵とし、多国籍連合軍が解散するにあたり、彼ら「諸侯の子」に対して、 率いる淮南軍・越軍、彭越の率いる梁軍など漢以外の諸侯に所属する将 は「諸侯の子」を楚及びその与国である臨江国の平定に参加した黥布の した者とする点については異論が唱えられている(タ)。例えば、 諸侯国に本籍を残しながら高祖劉邦の漢中就国に従い、楚漢戦争に従軍 同じく諸侯王国の人を指すことは李氏をはじめとする先学諸氏の見解の るとより優遇されている。この「諸侯の子」が上述した「諸侯の人」と とあり、ここでは「諸侯の子の關中に在る者」は「其の歸る者」に比べ 一致するところであるが(ヨ)、李氏が「高帝五年詔」に見える彼らを各 「関中」に留まるか否かの判断を迫り、味方に引き入れようとしたとす 近年、指摘されているように、漢初において諸侯国は漢中央朝 楯身氏

よって、高祖劉邦に直属することを受け入れた者だといえる(雲)。

と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。
と考えられるであろう。

得、侯たり。二千七百戶。 に入らず、(項)籍・(黥)布・燕王(盧)綰を撃つを以て、南陽を中涓を以て前元年(二世元〔前二〇九〕年)從ひて單父に起ち、關実際に、『史記』功臣表 菌侯張平の條に、48張平の侯功について、

いう侯第を与えられていることは無理なく説明できるであろう。関中を平定した後に劉邦集団に加わった47陳平のすぐ下位、第四八位と漢中就国にも従わず項羽を撃つのには従っていたが「關に入らず」、よってとの選択が侯第の決定の際に影響したと考えられる。このように考えるとあるように、侯功に「關に入らず」と記載されている。このことから

と考えられるのである。 と考えられるのである。 以上のように、劉邦集団の成員は、おおまかに「入漢」に従った者― 以上のように、劉邦集団の成員は、おおまかに「入漢」に従った者― 以上のように、劉邦集団の成員は、おおまかに「入漢」に従った者― 以上のように、劉邦集団の成員は、おおまかに「入漢」に従った者―

結びにかえて

下列と劉邦集団への加入時期とには一定程度の相関関係が見られた。 臣表に記された侯功との関係から分析した。その結果、高祖功臣位次の本稿では、高祖功臣位次の序列について、劉邦集団への加入時期・功

として、それぞれ格差をつけて処遇されたと考えられるのである。 すなわち、劉邦集団はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びをの与国である臨江国の平定に関わった者―異姓諸侯王の平定に関わった者」、楚漢戦争終了時には「高帝五年詔」に見える「諸侯の子の關中になる。すなわち、高祖劉邦の漢中就国においては漢王に「慕ひて從ふている。すなわち、高祖劉邦の漢中就国においては漢王に「慕ひて從ふている。すなわち、高祖劉邦の漢中就国においては漢王に「慕ひて從ふている。すなわち、高祖劉邦の漢中就国においては漢王に「慕ひて從ふている。すなわち、副邦集団はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びすなわち、劉邦集団はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及び

結びにかえることとしたい。
おびにかえることとしたい。
結びにかえることとしたい。
は以上、筆者が先学諸氏の驥尾に付し、本稿で明らかにした成果は、屋山以上、筆者が先学諸氏の驥尾に付し、本稿で明らかにした成果は、屋山以上、筆者が先学諸氏の驥尾に付し、本稿で明らかにした成果は、屋山上に屋を重ねるようなもののようにも思われるかもしれない。それにも上に屋を重ねるようなもののようにも思われるかもしれない。それにも上に屋を重ねるようなもののようにも思われるかもしれない。それにも上に屋を重ねるようなものとなると考えたためである。最後に、この点について述べて、高祖がかわらず、あえて上に論じてある。最後に、この点について述べて、自然に関するといまでは、第一節で述べて、というには、第一節で述べて、第一節で述べて、第一節で述べて、第一節で述べて、第一節で述べて、第一節で述べました。

前掲表一を見ると、高祖功臣位次を与えられた者たちのなかには、項

王に相たること十一年。自立して王と為りし壯息を定めて、侯たり。千八百戶。復た楚の元四歳にして、項羽 死するや、漢に屬し、豫章・浙江の浙に都して四歳にして、項羽 死するや、漢に屬し、豫章・浙江の浙に都して

に比す。千戸。 漢五(前二〇二)年を以て左令尹を用って初めて從ひ、功 堂邑侯とあり、同表 新陽侯呂清の條には、87呂清(呂青)の侯功について、

劉氏と為る。功 戴侯彭祖に比す。五百八十戶。項它、漢六(前二〇一)年碭郡長を以て初めて從ひ、姓を賜はりてとあり、同表 平皋侯劉它の條に、⑵劉它の侯功について、

項羽を破った高祖劉邦が諸侯王を封建したときのこととして、とある。藤田勝久氏は『漢書』巻一下 高帝紀に、漢五(前二〇二)年に、

たらいたとも考えられる(巻)。を懐柔し、取り込まなければならなかった高祖劉邦の政治的な配慮がはると、松島隆真氏が指摘されるように、楚地を安定させるために、彼ら藤田氏が指摘する漢の配慮及び当時の楚地の統治の難しさをあわせ考え

后四(前一八四)年四月に滕侯に封じられた呂更始について、あった。さらに、同書巻一九 惠景閒侯者年表 滕侯呂更始の條には、呂劉交が楚王に任じられた後、十一年間の恵帝五(前一九○)年頃まででたること十一年」とあるように、86陳嬰が楚相であったのは高祖六年にただし、前掲『史記』功臣表 堂邑侯陳嬰の條に、「復た楚の元王に相

舍人・郎中を以て、十二歳、都尉を以て霸上に屯田す。楚相を用っ

て侯たり。

るようになっていたと考えられる(4)。あってはすでに楚地は安定し、項羽の遺臣たちの協力によらずとも治まる。このことからすると、高祖功臣位次が制定された呂后二年の段階にとあるように、呂后四年にはすでに呂氏一族の呂更始が楚相となってい

える担い手に加えるに値すると認めたからだと考えられるであろう。集団の成員たちが彼らを自分たちとともに「天下を共にする」体制を支たのは何故であろうか。上述したように、それが呂后の意向よりというたのは何故であろうか。上述したように、それが呂后の意向よりというたのは何故であろうか。上述したように、それが呂后の意向よりというれにもかかわらず、その死後、大勢が決した後に漢に寝返った彼の遺臣れにもかかわらず、その死後、大勢が決した後に漢に寝返った彼の遺臣れても項羽は漢が天下の覇権を握るうえで最大の対敵であった。そ

てい(る建前になってい)たからこそ、『功』の相対評価が可能であった」阿部幸信氏は「天下の安定」という目的が「各構成員の間に共有され

れている(4)。

二〇一)年、高祖七(前二〇〇)年と比較的早く列侯に封じられているが

80陳嬰・87呂清(呂青)、11劉它はそれぞれ高祖六(前

ける抵抗の激しさを述べ、これらの措置をその戦後処理として捉えら

に高祖劉邦が大功臣二十余人を列侯に封じた後のこととして、と指摘し、さらに、『史記』巻五五 留侯世家に、高祖六(前二〇一)年

齒の封ぜらるるを見れば、則ち人人自ら堅からん。是において、 びず。留侯 曰はく、今急に先づ雍齒を封じ以て羣臣に示せ。羣臣 我を窘辱す。我之を殺さんと欲するも、 誰か最も甚しき者ぞ、と。上 曰はく、雍齒 我と故あり。數しば嘗て 何せん、と。留侯曰はく、上の平生憎む所にして、羣臣の共に知る所、 相ひ聚まりて謀反するのみ。上 乃ち憂へて曰はく、之を為すこと柰 らんと畏れ、 を以て徧ねく封ずるに足らずとす。此の屬 陛下の盡く封ずる能はざ 誅する所の者は皆生平の仇怨する所なり。今軍吏 功を計るに、天下 上 雒陽の南宮に在り、 たり。我が屬患無からん、と。 定めて封を行ふ。羣臣 酒を罷め、皆喜びて曰はく、雍齒すら尚ほ侯 乃ち置酒し、雍齒を封じて什方侯と為し、急に丞相・御史を趣し功を る。今陛下 天子と為り、封ずる所皆蕭・曹・故人の親愛する所にして に坐して語る。……上日はく、天下屬たま安定す。何の故に反するか、 (張良) 曰はく、陛下 布衣より起り、此の屬を以て天下を取 又平生の過失を疑はれ誅に及ばんことを恐る。 復道より諸將を望見するに往往相ひ與に沙中 其の功多きが為に、故に忍 故に即ち

とになろう。 共にする」体制の維持のためには「親愛」よりも「功」が優先されたこ反の危機が回避されたと述べている(so)。これを敷衍すると、「天下をとあることから、「親愛」よりも「功」を優先してみせることにより謀

つことによって、高祖功臣位次は与えられた。先述したように、高祖功第一節で挙げた『漢書』功臣表の序文にあるように、「列侯の功を差」

要な役割を果たしたといえる。とってその外部の者を内部に組み込んでいく際の尺度として「功」は重なるが、このことと阿部氏の見解とあわせ考えると、劉邦集団の成員にを共にする」体制を支える担い手に加えるに値すると認められたことに臣位次を与えられた項羽の遺臣たちは、劉邦集団の成員によって「天下臣位次を与えられた項羽の遺臣たちは、劉邦集団の成員によって「天下

氏の見解に対して、かつて西嶋定生氏は任侠的秩序を劉邦集団の結合原理とする増淵龍夫がつて西嶋定生氏は任侠的秩序を劉邦集団の結合原理とする増淵龍夫

種のアナーキーの体制を想定せざるをえないであろう。 種のアナーキーの体制を想定せざるをえないであろう。 種のアナーキーの体制を想定せざるをえないであろう。 に、集団が秩序は増淵氏が説かれているごとく、これに基く集団結 として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ として普遍化するものであるとすれば、それは結果的にはそれぞれ に、、これに基く集団結

に期したい。 に知い。 に如い。 に如い。

- 1 は一九四九年)、 国古代国家と東アジア世界』〔東京大学出版会、一九八三年〕所収、 家族と国家』〔東洋史研究会、一九六八年〕所収、初出は一九五二年)等 (『新版 中国古代の社会と国家』 〔岩波書店、 九五一年)、守屋美都雄 西嶋定生「中国古代帝国形成の一考察 増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗 「漢の高祖集団の性格について」(『中国古代の -漢の高祖とその功臣 一九九六年〕所収、 初出は
- 2 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』(汲古書院、二〇〇〇年)、
- 3 一九九八年)一九九頁、参照 李開元「劉邦集団の地域構成」(註(2)李氏前掲書所収、 初出は
- 4 益階層と漢代政治」(ともに註(2)李氏前掲書所収、 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」、 九九四年、一九九九年)等、参照。 初出はそれぞれ 同「漢初軍功受
- 5 (早稲田大学出版部、 一〇〇九年)、参照。 楯身智志「功臣層の形成-―」、同「高祖功臣位次考」(ともに『前漢国家構造の研究 二〇一六年〕所収、初出はそれぞれ二〇〇八年 -劉邦集団の内部構造と『諸侯子』・『官
- 初出は二〇〇八年)、参照。 楯身智志「官吏登用制度の変遷と『官爵』の形成」(註(5)楯身氏前掲書
- 7 術出版会、二〇一八年) (九州大学出版会、二〇一四年)、松島隆真『漢帝国の成立』(京都大学学 例えば、郭茵『呂太后期の権力構造:前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに 参照。
- 8 註(4)李氏前掲論文(「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」)
- 註(5) 楯身氏前掲書九頁
- 10 (5) 楯身氏前掲論文 (「高祖功臣位次考」)、参照

- 11 参照。 心に 統治階級』—以西漢時期的変遷為中心—」(『臺大東亜文化研究』創刊号、 一〇一三年)が公刊されている。 阿部幸信「漢朝の『統治階級』について-─」(『中央大学文学部紀要』第二七一号、二○一八年)七○頁、 同論文の中国語版として、 阿部幸信 -前漢期における変遷を中 (王安泰訳) 「論漢朝的
- 12 は一九九八年)一五九頁、参照 李開元「前漢政権の樹立と劉邦集団」 註 (2) 李氏前掲書所収、 初出
- 13 出は二〇一〇年)、参照 楯身智志「『郡国制』の形成と展開」 註 5 楯身氏前掲書所収、 初
- 14 政治の一背景― 論集』第四二号、二〇一四年)等、参照 一〇〇八年)、註(11)阿部氏前掲論文、拙稿「前漢前半期における清静 阿部幸信「漢初『郡国制』再考」(『日本秦漢史学会会報』第九号、 -官僚機構の構造を中心として――」(『九州大学東洋史
- 15 **書所収、初出は一九五二年)、参照。** 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(註 1 増淵氏前掲
- 16 第六四·六五号、二〇一八年)、参照 拙稿「前漢前半期、劉邦集団における人格的結合の形成」

17

註(3)李氏前揭論文二〇〇頁註

(5)、参照。

松島隆真「漢王朝の成

-位次の制定

- 18 出は二〇〇九年)、 註 (5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、 高祖劉邦と功臣たちの軌跡――」(註(7)松島氏前掲書所収、 邉見統「高祖系列侯位次の政治的意義
- 19 邉見氏前掲論文、

と改定を中心に――」(『史学雑誌』第一二三編第七号、二〇一四年)等、

- 20 18 邊見氏前掲論文五六頁、
- 21 5 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)一八○頁、
- 佐藤達郎「功次による昇進制度の形成」(『東洋史研究』第五八巻第四号、

1000年)、参照

- ぶ限りでは該当する論考を見つけることができなかった。要な根拠」であり、「別稿で論ずるつもり」であると述べるが、管見の及において、「高帝功臣たちの従起時期は、功労を計算するための極めて重(3) 註(3)李氏前掲論文、参照。なお、李氏は同論文二○○頁註(5)
- (24) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、参照
- (25) 註(3) 李氏前掲論文、参照。
- 自然科学編)』第四七巻第二号、二〇一二年)、参照。―劉邦集団内部の政治的派閥の形成を中心に――」(『阪南論集(人文・(2))陳力「前漢王朝建立時における劉邦集団の戦闘経過について(上)―
- 参照。(2) 註(5)楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、註(18)松島氏前掲論文等、
- 28 ごとし。時に王陵 見て其の美士なるを怪しみ、乃ち沛公に言ひて、赦し とあるように、彼が高祖劉邦に従ったのは「還りて項籍を撃」った時点 りて項籍を撃つや、兵を以て屬し、 臣表 安国侯王陵の條では、 陳丞相世家では、「王陵は、故沛の人にして、始め縣豪たり。 高祖 微な る以前に劉邦に従軍した時期があったようである。ただし、同書巻五六 上言して助けている。これによると、王陵は高祖劉邦が漢王に封じられ て斬る勿からしむ」とあり、処罰されようとしている張蒼を「沛公」に 記』巻九六 張丞相列伝には、「(張蒼) 身長大にして、 肥白なること 瓠の であり、高祖劉邦の漢中就国には従わなかったように記されている。『史 を奉じて睢水の中に出で、 に入り、豐を守る。上 東するに、因りて從ふも戰 利あらず、孝惠・魯元 て豐に起ち、廄將を以て別に東郡・南陽を定め、從ひて霸上に至る。 12王陵について、『史記』功臣表 安国侯王陵の條には、「客を以て從ひ 入りて咸陽に至るに及びて、陵も亦自ら黨數千人を聚め、南陽に居り、 陵に兄事す。陵 文少く、氣に任じ、直言を好む。高祖の沛に起こ 高祖劉邦とともに「漢に入」ったとあるのに対して、 「自ら黨を聚むるを以て南陽を定め、 及び豐を堅守し、雍侯に封ぜらる。五千戶」 從ひて天下を定め、 侯たり。 『漢書』功 五千戶_ 漢王 還 漢

- することとする。 市公に從ふを肯んぜず。漢王の還りて項籍を攻むるに及びて、陵 乃ち兵 市公に從ふを肯んぜず。漢王の還りて項籍を攻むるに及びて、陵 乃ち兵 市公に從ふを肯んぜず。漢王の還りて項籍を攻むるに及びて、陵 乃ち兵
- 参照。 (2) 註(5)楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18)邉見氏前掲論文、
- 三—一 高祖功臣位次一覧」、参照。(3) 註(5)楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)一七四~一七七頁「表
- 氏前掲論文等、参照。 (3) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18)松島・邉見両
- わせて考えなければならないと指摘する。 氏前掲論文等、参照。なお、楯身氏は父張耳の遺業が重視された点もあ(32) 註(5)楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18)松島・邉見両
- 第六二号、二〇一五年〕、参照)。 第六二号、二〇一五年」、参照)。 の列侯封建についての基礎的考察——」「『学習院大学文学部研究年報』別されている(邉見統「漢初列侯封建の政治的背景——恵帝期・高后期 対建は南方異民族対策に対する長沙王国の重要性が考慮された結果と推 は呂后期における列侯の封建の政治的意義を論じるなかで、呉氏一族の第六二号、二〇一五年〕、参照。なお、邉見統氏(3) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、参照。なお、邉見統氏
- (3) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、参照
- (35) 註(2) 李氏前掲書、参照。
- (36) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」) 一三六頁、参照
- (37) 註(12) 李氏前揭論文、参照。
- こでも高祖劉邦に従って「漢に入」ったことが重視されていると指摘し型として『漢書』功臣表 序文に記載される「十八侯位次」を分析し、そ3) 松島隆真氏は、呂后二(前一八六)年に制定された高祖功臣位次の原

ている(註(18)松島氏前掲論文、参照)。

- 一九九○年)、註(5)楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)等、参照。(3) 李開元「漢初軍功受益階層の成立」(註(2)李氏前掲書所収、初出は
- (4) 註(3)李氏前揭論文、参照。
- 註(18)松島氏前掲論文等、参照。(4) 註(39)李氏前掲論文、註(5)楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、
- 参照。(4) 註(5)楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、註(18)松島氏前掲論文等、
- 一六二頁註(57)、参照。 一六二頁註(57)、参照。 「功臣層の形成」)一三二頁及び一六一~
- から「高帝五年詔」を位置づけたことがある(註(16)前掲拙稿、参照)。(46) 筆者もかつて郎官と劉邦集団の関係を論じるなかで、このような視点
- 参照)。参照)。参照)。参照)。参照)。参照)。本お、佐々木仁志氏は楚漢戦争の余燼が残る 村出は二○○三年)、参照。なお、佐々木仁志氏は楚漢戦争の余燼が残る 楚社会の不安定さ、楚の統治の難しさを指摘している(佐々木仁志「高 楚社会の不安定さ、楚の統治の難しさを指摘している(佐々木仁志「高 がら――」(『中国古代国家と郡県社会』〔汲古書院、二○○五年〕所収、 る照)。
- 帝国成立前史:秦末反乱と楚漢戦争』〔白帝社、二〇一八年〕所収、初出ついて論及されている〔柴田昇「楚漢戦争の展開過程とその帰結」(『漢を中心とするグループに対する抵抗勢力がかなり広範なものだった点に二〇〇八年)、参照。なお、柴田昇氏も当該期の中国東南地域における漢(4) 吉開将人「漢初の封建と長沙国」(『日本秦漢史学会会報』第九号、

は二〇一五・二〇一六年)、参照]。

- (4) 楯身智志・邉見紙両氏は高祖功臣位次制定の経緯について異なる見解(4) 楯身智志・邉見紙両氏は高祖功臣位次制になって改定されたと想定しとするのに対して(註(5)楯身氏前掲論文「「高祖功臣位次考」〕、参照)、とするのに対して(註(5)楯身氏前掲論文「「高祖功臣位次考」〕、参照)、とするのに対して(註(5)楯身氏前掲論文「高祖功臣位次が開始された高一八六)年に至るまで、約十五年間にわたって徐々に定められていったとするのに対して(註(5)楯身氏前掲論文、参照)。
- (5) 註(4)阿部氏前揭論文六三~六五頁、参照。
- 国の形成と構造』〔東京大学出版会、一九六一年〕所収)二四頁、参照。(51) 西嶋定生「中国古代社会の構造的特質に関する問題点」(『中国古代帝

究成果の一部である。
К13551)「人格的結合から見た前漢皇帝支配体制の展開」による研【附記】本稿は平成三○年度文部科学省研究費補助金(若手研究(B)・17